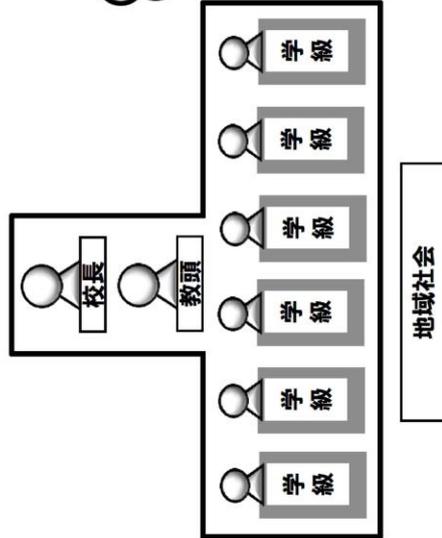


「チームとしての学校」像（イメージ図）

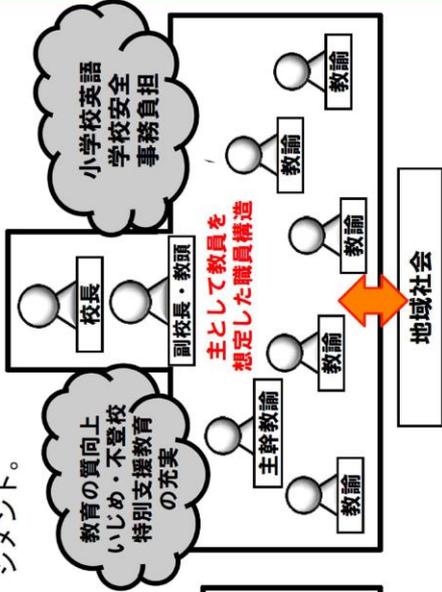
従来

- 自己完結型の学校
- 鍋ぶた型、内向きな学校構造
- 「学年・学級王国」を形成し、
- 教員間の連携も少ない などの批判



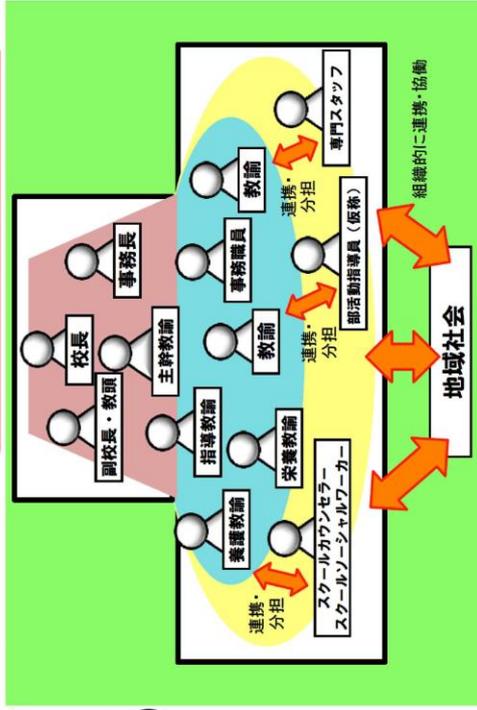
現在

- 学校教職員に占める教員以外の専門スタッフの比率が国際的に見て低い構造で、複雑化・多様化する課題が教員に集中し、授業等の教育指導に専念しづらい状況。
- 主として教員のみを管理することを想定したマネジメント。



チームとしての学校

- 多様な専門人材が責任を伴って学校に参画し、教員はより教育指導や生徒指導に注力
- 学校のマネジメントが組織的に行われる体制
- チームとしての学校と地域の連携・協働を強化



(注) 専門スタッフとして想定されるものについては、本管申(案)の22ページを参照。また、地域社会の構成員として、保護者や地域住民等の学校関係者や、警察、消防、保健所、児童相談所等の関係機関、青少年団体、スポーツ団体、経済団体、福祉団体等の各種団体などが想定される。

授業	<ul style="list-style-type: none"> 教員による一方的な授業への偏重 変化する社会の中で、新しい時代に必要ない資質・能力を身に付ける必要 	<ul style="list-style-type: none"> アクティブ・ラーニングの視点からの不断的授業改善 専門スタッフ等との協働により複雑化・多様化する課題に対応しつつ、教員は教育指導により専念
教員の業務	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導、生徒指導等が中心 	<ul style="list-style-type: none"> 専門スタッフ等との協働により複雑化・多様化する課題に対応しつつ、教員は教育指導により専念
学校組織・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> 鍋ぶた型の教職員構造 担当が「学年・学級王国」を形成 	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラム・マネジメントを推進 多様な専門スタッフが責任を持って学校組織に参画して校務を運営
管理職像	<ul style="list-style-type: none"> 教員の延長線上としての校長 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な専門スタッフを含めた学校組織全体を効果的に運営するためのマネジメントが必要
地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> 地域に対して閉鎖的な学校 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・スクールの仕組みを活用 チームとしての学校と地域の連携体制を整備

「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(答申)より抜粋

中央教育審議会 平成27年12月21日

【スクールカウンセラー】

(活用状況等)

- ・スクールカウンセラーは、心理の専門家として児童生徒等へのカウンセリング、困難・ストレスへの対処方法に資する教育プログラムの実施を行うとともに、児童生徒等への対応について教職員、保護者への専門的な助言や援助、教育のカウンセリング能力等の向上を図る研修を行っている専門家である。
- ・活用状況としては、教育委員会に採用され、非常勤の職として各学校に週1回程度派遣されていることが多く、国の補助事業で配置・派遣されているスクールカウンセラー等は、平成26年度で7,344人となっている。

(成果と課題等)

- ・文部科学省の調査によれば、スクールカウンセラーの配置の主な成果として、「学校の教育相談体制の強化」や「不登校改善」、「問題行動の未然防止、早期発見・早期対応」などがあげられ、調査対象の96%の学校が、「必要性を感じている」としており、配置の拡充や資質の確保が望まれている。

(改善方策)

- ・国は、スクールカウンセラーを学校等において必要とされる標準的な職として、職務内容等を法令上、明確化することを検討する。
- ・国は、教育委員会や学校の要望等も踏まえ、日常的に相談できるよう、配置の拡充、資質の確保を検討する。
- ・国は、将来的には学校教育法等において正規の職員として規定するとともに、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「義務標準法」という。）において教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを検討する。

【スクールソーシャルワーカー】

(活用状況等)

- ・スクールソーシャルワーカーは、福祉の専門家として、問題を抱える児童生徒等が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築・支援などの役割を果たしている。
- ・活用状況としては、教育委員会に配置し、学校へ派遣を行う派遣型や学校等へ配置する配置型などがあり、国の補助事業で配置されているスクールソーシャルワーカーは、平成26年度で1,186人となっている。

(成果と課題等)

- ・文部科学省の調査によれば、スクールソーシャルワーカーの配置の主な成果として、「関係機関との連携の強化」や「ケース会議等により組織的な対応が可能となった」などがあげられ、調査対象の約75%の学校が、「必要性を感じている」としており、量的拡充・資質の確保が望まれている。
- ・スクールソーシャルワーカーの活用については、社会的な要請も高まっており、「子供の貧困対策に関する大綱」において、学校は貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして位置付けられ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を推進することとされている。

(改善方策)

- ・国は、スクールソーシャルワーカーを学校等において必要とされる標準的な職として、職務内容等を法令上、明確化することを検討する。
- ・国は、教育委員会や学校の要望等も踏まえ、日常的に相談できるよう、配置の拡充、資質の確保を検討する。
- ・教育委員会は、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有していない者をスクールソーシャルワーカーとして配置する際には、福祉の専門性を高めるような研修を実施する。
- ・国は、将来的には学校教育法等において正規の職員として規定するとともに、義務標準法において教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを検討する。

【養護教諭】

(現状)

- ・養護教諭は、児童生徒等の身体的不調の背景に、いじめや虐待などの問題がかかわっていること等のサインにいち早く気付くことのできる立場にあることから、近年、児童生徒等の健康相談においても重要な役割を担っている。

(成果と課題)

- ・今後は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが配置されている学校において、それらの専門スタッフとの協働が求められることから、協働のための仕組みやルールづくりを進めることが重要である。

(改善方策)

- ・国は、養護教諭が専門性と保健室の機能を最大限に生かすことができるよう、大規模校を中心に、養護教諭の複数配置を進める。

「次世代の学校・地域」創生プラン

～学校と地域の一体改革による地域創生～ より

文部科学大臣決定 平成28年1月25日

<専門性に基づくチーム体制の構築>

教員が、多様な専門性や経験を持った人材と協力して子供に指導できるようにするとともに、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の職務等を省令上明確化し、配置を充実する。

【平成28年度を目途に学校教育法施行規則を改正】